平成28年第1回羅臼町議会臨時会(第1号)

平成28年5月26日(木曜日)午前10時開会

〇議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 議案第32号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求

めることについて

日程第 6 議案第33号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求

めることについて

日程第 7 議案第34号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求

めることについて

日程第 8 報告第 3号 専決処分した事件の承認について

日程第 9 報告第 4号 専決処分した事件の承認について

日程第10 議案第29号 平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

日程第11 議案第30号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する制定について

日程第12 議案第31号 財産の取得について

〇出席議員(10名)

議長 10番 村山修一君 副議長 9番 佐藤 晶君

1番 加 藤 勉 君

2番 田 中 良 君

3番 髙 島 讓 二 君

4番 宮 腰 實 君

5番 小 野 哲 也 君

6番 坂 本 志 郎 君

7番 松 原 臣 君

8番 鹿 又 政 義 君

〇欠席議員(0名)

〇地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長 湊屋 稔 君 副 町 長 鈴 木 日出男 君

教 育 長 山 﨑 守 君 企画振興課長 川 端 達 也 君

まちづくり課長 平田 充君 産業課長 八幡雅人君

総務課長対馬憲仁君 鹿又明仁君 税務財政課長 納税担当課長 中 田 靖君 環境生活課長 昇 司 君 堺 保健福祉課長 太田洋二君 洲崎久代君 保健福祉課長補佐 北澤 正志君 地域包括支援センター課長 斉 藤 健 治 君 建設水道課長 学務課長大沼良司君 学務課長補佐 福田一輝君 公 民 館 長 石 田 順 一 君 会計管理者 仙 福 聖 一 君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松田伸哉君 企画振興係長 米屋 猛君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長(村山修一君) おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成28年第1回羅 臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(村山修一君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、7番松原臣君及び8番鹿又政 義君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長(村山修一君) 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたい と思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(村山修一君) 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の 手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長(村山修一君) 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを 許します。

町長。

〇町長(湊屋 稔君) おはようございます。

羅臼町もようやく暖かくなってきました。今後も、空、海ともに穏やかな日が続きまして、大漁であることを願っております。

お許しをいただきましたので、1件の行政報告をさせていただきます。

春の叙勲受章についてであります。

平成28年、春の叙勲におきまして、海岸町、本間正子氏、平成28年4月29日発令の瑞宝双光章を受章されました。

本間氏におかれましては、昭和58年に保護司を拝命以来、32年の長きにわたる活動の中、平成22年からの5年間を標津地区保護司会会長を務められるとともに、社会奉仕の精神を持って、犯罪や非行をした人たちの更正を図るための手助けや、犯罪や非行を未然に防ぐための啓発活動など、更正保護の活動に努められた功績が認められ、このたびの受章となったものであります。

まことにおめでたいことでありまして、町民とともに祝福を申し上げる次第であります。

御本人の栄誉はもとより、当町にとりましてもまことに名誉なことであり、ここに御報告を申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長(村山修一君) これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第32号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき 同意を求めることについて

○議長(村山修一君) 日程第5 議案第32号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(湊屋 稔君) 18ページをお開きください。

議案第32号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏名につきましては、横岩信子氏。

住所につきましては、目梨郡羅臼町船見町105番地6。

生年月日、昭和23年3月4日。68歳でございます。

任期につきましては、平成28年6月22日から平成31年6月21日まででございます。

横岩信子氏につきましては、平成20年に羅臼町役場を退職後、羅臼町商工会事務局長を歴任され、平成25年より今般の固定資産評価審査委員を務められており、経験、識見ともに適任でありますので、満堂の御賛同を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第32号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき 同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第6 議案第33号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき 同意を求めることについて

○議長(村山修一君) 日程第6 議案第33号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(湊屋 稔君) 19ページでございます。

議案第33号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第 3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏名につきましては、嶋勝彦氏。

住所につきましては、目梨郡羅臼町本町35番地。

生年月日、昭和26年10月27日。64歳でございます。

任期につきましては、平成28年6月22日から平成31年6月21日まででございます。

嶋勝彦氏につきましては、平成24年に羅臼町役場を退任後、社会福祉法人羅臼町社会 福祉協議会の事務局長をなされており、経験、識見ともに適任でありますので、満堂の御 賛同を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第33号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき 同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第34号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき 同意を求めることについて

○議長(村山修一君) 日程第7 議案第34号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

O町長(湊屋 稔君) 20ページをお開きください。

議案第34号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名につきましては、白濵修治氏。

住所につきましては、目梨郡羅臼町麻布町37番地1。

生年月日、昭和28年1月13日。63歳でございます。

任期につきましては、平成28年6月22日から平成31年6月21日まででございます。

白濵修治氏につきましては、平成25年に羅臼漁業協同組合を退職後、現在は羅臼町商 工会事務局長をなされており、経験、識見ともに適任でございますので、満堂の賛同を賜 りたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第34号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき 同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第8 報告第3号 専決処分した事件の承認について

○議長(村山修一君) 日程第8 報告第3号専決処分した事件の承認についてを議題と します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(湊屋 稔君) 報告第3号専決処分した事件の承認についてであります。

また、この後予定をされております報告第4号、議案第29号から議案第31号につきましては、副町長並びに担当課長から内容について説明をさせますので、御審議、御決定をくださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

- 〇議長(村山修一君) 副町長。
- ○副町長(鈴木日出男君) 議案の1ページをお願いいたします。

報告第3号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、 承認を求める。

2ページでございます。

専決処分書。

平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の 規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成28年3月22日でございます。

平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,092万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,554万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる

経費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によるところでございます。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

9款1項地方交付税、10万円を追加し、19億9,161万5,000円。

13款国庫支出金、1,082万円を追加し、2億1,371万5,000円。

2項国庫補助金、1,082万円を追加し、8,838万円。

歳入合計、1,092万円を追加し、37億9,554万2,000円でございます。

なお、国庫補助金の1,082万円につきましては、地方創生加速化交付金の決定によるものでございます。

歳出でございます。

2款総務費、1,092万円を追加し、7億9,710万5,000円。

1項総務管理費、1,092万円を追加し、7億6,006万1,000円。

歳出合計、1,092万円を追加し、37億9,554万2,000円となるものでございます。

内容につきましては、オール根室ブランド強化推進事業の決定によるものでございまして、1点目は東京23区における管内1市4町のPRイベント事業として173万円、二つ目として中標津空港利用促進期成会負担金として16万円、三つ目としてインカレねむろ事業推進協議会負担金として3万円、四つ目として観光ガイド養成育成事業150万円、五つ目としてギャラリーアンドツアーデスク整備事業600万円、六つ目として国内外のイベント商談会事業として150万円、観光ガイド及びギャラリー及び国内外のイベント商談会合わせて900万円につきましては、観光協会に助成をするものでございます。

なお、事項別明細書を別冊資料として配付をさせていただいておりますので、よろしく お願いいたします。

以上でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

追加でありまして、2款総務費1項総務管理費、事業名としてオール根室ブランド強化 推進事業1,092万円につきまして、平成28年度に繰り越して事業をするものでござ います。

以上、専決をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

2番、田中良君。

○2番(田中 良君) 今、副町長からいろいろ説明がございました。

特に、地方創生加速化交付金で1,092万円の交付金がついたことは、大変、羅臼町

にとっても喜ばしいことだと思います。それにつきまして、ちょっと1点ほど町長にお聞きしたいと思います。

今般の交付金の中で、900万円ほど観光協会のほうに補助金としてお願いをするということで今説明がありました。それにつきまして、事前にもガイド養成とかいろいろなことで観光協会のほうにお願いしている事業が多々今まであったと思われます。今般、まだ常任委員会の説明のほうでは、特に外国人養成ということで新たな外国人向けのガイド等も含めましてということで説明を受けたのですが、事前にガイドの養成とかを今までお願いしている関係上、その辺のあたり、大分、羅臼にも知名度ができまして、いろいろなガイドの方が出てきております。

今後、今のところを見ますと、漁業についてのガイドがほぼ集中しているかと思われるのですけれども、この辺のあたりにつきまして、町として、これから観光の面もいろいろなところがあると思うので、その辺まず1点、どのぐらい幅を広げていくことを考えているのかということと、あと、今回、イベント商談会という、特別何か、今回特殊な形の補助金を観光協会につけられているようなのですけれども、そのイベントの関係の商談会に対象になる形のところを、観光協会の中でおさまるのか、それとも観光協会を出て、羅臼町全体でイベントを計画している者方に周知させていくのかどうかという、その2点をちょっとお聞きしたいのですけれども。

〇議長(村山修一君) 産業課長。

○産業課長(八幡雅人君) 2点の御質問をいただきました。

まず、この前のガイド、それと今後のガイドの関係ですけれども、確かに漁業者のガイドもふえておりまして、いろいろな方にガイドをしていただいております。今、海外の方を含めまして、バードウオッチングだとかというところの海外の旅行者もふえておりますので、その方に対するガイドの養成も必要なところでございまして、今、地域おこし協力隊の3名、観光協会におりますけれども、そちらも含めましてガイドの育成を今後大きくやっていきたいなというところでございます。

それと、イベント、商談会等の経費につきましては、修学旅行を含めまして、さらに羅 臼町としてお客さんを呼ぶと、観光客を呼ぶというところの商談会等を単独で、管内でも ありますけれども、羅臼町単独、観光協会単独でというようなところの商談会も含めまし て、今後予定をしているところでございます。

〇議長(村山修一君) 田中君。

○2番(田中 良君) ぜひその方面は、特に、今、課長から説明のあった2点目のイベント商談会につきましては、今、観光協会を市でやるというお話なので、これも町としての形としては、できれば羅臼の企業体、小さな個人の企業体も多いですけれども、外へ発信したいという若手もおりますので、その辺の情報を網羅しながら、ぜひ羅臼町の窓口としても、商談会に参加する経費とか、いろいろなことの助成をしてあげられるような体制をとっていただきたいと思います。

続きまして、もう1点だけ観光課のほうにお聞きしたいのですけれども、特に今、漁業のほうは、課長が言ったように大分広がっております。今後、もっともっと広げていかなければならないと思います。特に、私たちも羅臼にいますと、昆布の紹介とか組合も率先してやってくれています。そういうものもタイアップしながら、やっぱり羅臼のブランド化も、一つ握ると思うのですけれども、ぜひその辺のあたりも踏まえながら、多様な方向で芽を拾い上げてほしいなと思うので、その辺を重点的にまたやっていただきたいなと思うのですけれども、ひとつその辺もよろしくお願いします。

〇議長(村山修一君) 産業課長。

○産業課長(八幡雅人君) 漁業のほうも、昆布倉庫含めましての御案内だとか、市場見学も含めましてやっていますので、もっとその辺を、ガイドさん、漁業をやめられた方もいますので、いろいろと育成しながらやっていきたいなというふうに思っております。

〇議長(村山修一君) 町長。

〇町長(湊屋 稔君) ただいま田中議員のほうから、観光に対しての予算について御質問がございました。

総体の考え方としてお答えをさせていただきますけれども、これから漁業含めて、漁業と観光というのは非常に大きな結びつきの中で今現在動いております。観光協会が中心となって羅臼の漁業を紹介をしていくというような形のスタイルが定着しつつあります。

それと、また、冬の観光も含めて、先ほど課長のほうから話がありましたバードウオッチングであるですとか、例えば写真を撮りに来られる方々、そういった方に対しての対応、非常に外国人が多いものですから、そういった中に専門的な知識を外国語でしっかりガイドができるのかというところがこのまちの今の問題でございました。そこをしっかりできるような体制を整えていくというようなことで、今般、こういった申請も含めて上がってまいりましたので、それを交付金の中で手当てをしていこうということで、今後、どういうふうになっていくのかということをしっかり私どもも審査をした上で、検証をした上で、一緒になって進めていくことになろうかなというふうに思っております。そういった意味で、この専門的なガイドを養成をしていくというために、こういった予算をつけさせていただいているということであります。

また、イベント等の商談会も含めて、そういったものに、ほかの企業、また、新たに やっていこうとする人たちにもということでございます。

観光協会の現在の組織の中でいいますと、非常にさまざまな企業の方、業種の方が観光協会の会員として参加をされております。そういった意味では観光協会を通してこういった形で普及をしていくと、それからPRをしていくということは効果的であろうというふうに考えているわけでありまして、また、そこに登録をされていない方、そういった方々が今後そういったことを進めていく場合に、そういった窓口としても、今般、産業課、もしくはまちづくり課という中で、そういった相談窓口を設けながら、一緒に羅臼町も考えていくという姿勢でございますので、今後ともどうぞ御理解をいただきたいなというふう

に思っております。

以上でございます。

- 〇議長(村山修一君) 田中君。
- **○2番(田中 良君)** 3回目の質問はしないようにと思っていたのですけれども、今、町長から御説明があったので、ぜひ、今回がたまたま地方創生加速化の交付金なのですけれども、これにかかわっていくような交付金がまた新たに出てくると思うので、その辺のあたりもきちんと情報を網羅していただきたいと思います。ぜひ、今年度ばかりではなく次年度に向かっての情報収集もきちんとやっていただきたいと思うので、それをお願いして、終わりとさせていただきます。
- ○議長(村山修一君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(村山修一君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第3号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第8 報告第3号専決処分した事件の承認については、承認すること に決定しました。

◎日程第9 報告第4号 専決処分した事件の承認について

○議長(村山修一君) 日程第9 報告第4号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(鈴木日出男君) 議案の7ページをお願いいたします。

報告第4号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、 承認を求める。

8ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の 規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成28年3月31日でございます。

平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,004万1,000円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,558万3,000円とする。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

10ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

- 2款地方譲与税、90万6,000円を追加し、1,940万6,000円。
- 1項地方揮発油譲与税、19万4,000円を追加し、589万4,000円。
- 2項自動車重量譲与税、71万2,000円を追加し、1,351万2,000円。
- 3款1項利子割交付金、17万8,000円を減額し、122万2,000円。
- 4款1項配当割交付金、114万1,000円を追加し、245万2,000円。
- 5款1項株式等譲渡所得割交付金、179万5,000円を追加し、204万5,000 円。
- 6款1項地方消費税交付金、4,688万5,000円を追加し、1億2,088万5,0 00円。
 - 7款1項自動車取得税交付金、75万9,000円を追加し、295万9,000円。
 - 8款1項地方特例交付金、3万9,000円を追加し、68万9,000円。
- 9款1項地方交付税、1億7,497万2,000円を追加し、21億6,658万7,00円。
- 18款1項繰越金、9,627万8,000円を減額し、1,426万9,000円。 歳入合計1億3,004万1,000円を追加し、39億2,558万3,000円となる ものでございます。

なお、この歳入につきましては、2款から9款までについて、国からの交付金が確定したことによる補正でございます。

なお、繰越金につきましては、歳出の財源の調整に伴うものでございます。 歳出でございます。

- 2款総務費、1億4,233万8,000円を追加し、9億3,944万3,000円。
- 1項総務管理費、1億4,233万8,000円を追加し、9億239万9,000円。
- 4款衛生費、489万3,000円を減額し、5億8,406万8,000円。
- 3項清掃費、489万3,000円を減額し、3億6,168万3,000円。
- 7款土木費、570万4,000円を減額し、1億3,460万1,000円。
- 2項道路橋りょう費、570万4,000円を減額し、1億3,278万2,000円。

8款教育費、170万円を減額し、3億914万1,000円。

2項小学校費、80万円を減額し、4,964万7,000円。

5項社会教育費、90万円を減額し、2,701万2,000円。

歳出合計、1億3,004万1,000円を追加し、39億2,558万3,000円となるものでございます。

なお、総務費の内容につきましては、財政調整基金に5,000万円の積み立て、公共 施設整備基金に1億円の積み立て、あるいは町有建物共済分担金の確定に伴いまして、1 15万円の減額をするものでございます。

また、ふるさと納税寄附額の確定に伴いまして、828万9,000円を減額するものでございます。

いきいき地域提案型、あるいは産業活性化補助金5件の確定を見たところでありますが、199万9,000円の減額を生じたために、今般、補正をさせていただいたところでございます。

衛生費につきましては、根室北部廃棄物処理組合負担金の確定に伴いまして255万7,000円を減額するもの、あるいは一般廃棄物処理費用の確定に伴いまして233万6,000円の減額。

土木費につきましては、除雪費用の確定に伴う570万4,000円を減額するもので ございます。

教育費につきましては、小学校費で燃料費の確定に伴いまして80万円、社会教育費につきましては、公民館の燃料費の確定に伴いまして90万円の減額をするものでございます。

なお、事項別明細書を別冊資料として配付をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

1番、加藤勉君。

○1番(加藤 勉君) 補正の中で、16目の協働のまちづくり推進事業費の不用額として199万9,000円、約200万円近い不用額が出ております。先ほど説明の中では地域提案型事業に要する経費5件で、それがしの金額でしたという話なのですが、これは二つに分かれていまして、いきいき地域提案型事業というのと地域産業活性化事業というこの枠組みの中で補助金を出しているわけなのです。これ、二つあるのですけれども、実はいきいき地域提案型事業というのは補助率が2分の1だと、もう片方のほうは3分の2以内というふうにして補助率が実は違っているのですけれども、これが、逆にいくと使えない。どうしても補助金を出しても、例えば2分の1であれば限度額100万円なのですけれども、200万円の事業をしないと100万円の補助金が当たらないというふうな形で見られるわけですけれども、そういったことで、3分の2であれば使い勝手がいいの

でしょうけれども、2分の1というふうな補助率になると、これはあくまでも地域の方々が提案をしながら地域づくりに参加をしていくという補助金なものですから、どうせであれば、これは2分の1ではなくて3分の2にしたほうが使い勝手がいいのかなというふうに思うわけですが、その辺で要望をとったときに、その辺の話がなかったのかどうか、あるいは、全て5件とも採択になったのか、それとも10件あって5件だったのか、その辺がちょっとわからないのですけれども、そういうような使い勝手の悪さが、逆に200万円近くの不用額が出たのかなというような感じを持っているものですから、この辺について、ちょっと、答えられれば答えていただきたいというふうに思います。

○議長(村山修一君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(平田 充君) 協働のまちづくり推進事業費の地域提案型事業に対す る御質問ですが、申請が地域提案型事業については2件、それと産業活性化事業につきま しては3件、全て要望どおり、申請どおり補助したという形になっております。

先ほど言われました3分の2と2分の1の補助率ですが、それに関しては、今のところまちに対する要望として、3分の2にしてくれとか両方ともあわせてくれというような話は聞いておりません。

〇議長(村山修一君) 加藤君。

○1番(加藤 勉君) せっかく、これは地域づくりのために、住民活動の一環として、多分、条例化されているのだろうというふうに思います。どんどん宣伝していただいて、まちづくりを進めてもらうという、この基本姿勢を大事にしていただいて、せめて補助率を3分の2にして、どれだけ来るかわかりませんけれども、もうちょっと使い勝手のいい要綱をつくっていただければなと。そうすると、町内会であっても、2分の1の負担をしなくてもまだまだやれる事業が出てくるのかなというような気がしておりますので、その辺については、今ここでそうしろという話ではございませんけれども、一応そういうことも考えていただいて、今後、事業を進める上でやっていただければなというふうに思っております。

〇議長(村山修一君) 副町長。

○副町長(鈴木日出男君) ただいまの御意見でありますけれども、そもそも地域提案型の事業の補助金創設といいますのは、これまで各町民、団体含めて、全て行政にお願いというような状況があったということから、協働のまちづくりをしっかり進めていきましょうということで、この提案型事業の補助金を創設した経緯がございます。したがいまして、これまでもいろいろと町内会で率先して自分たちの施設を維持補修したりとか、周りの清掃活動をするに当たって、こうしたところを少し見てほしいというようなところでは、随分この活用をさせていただいてきているのかなというふうに思っております。

それと、産業活性化の事業につきましては、これまで何回か要綱見直しをしてきております。 2分の1あるいは3分の2にして、いかに地域の若い人方含めて、この企業を少しでも起こしてみたいというような方々には手厚くしましょうというようなことで、これま

でも何回か見直しをしながら進めてきておりますので、町民の意見を聞きながら、また、 どういう方法がいいのかということも含めて、今、議員のお話にもありましたように、今 後もさらに検討しながら、使い勝手のいい、そして大いに使っていただけるような方法を とっていきたいと。これまでも何回か、この質問にはこういう答えをしてきておりますので、なるべくそういった形に沿って進んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(村山修一君) 加藤君。
- **〇1番(加藤 勉君)** よろしくお願いしたいと思います。

まちづくりを進めていく上では、やっぱり住民の力が大切でございますし、自分たちの町は自分たちでつくるという、この基本は大事だというふうに思ってございます。そういう意味からもして、この事業は、僕はすごくいい事業だなというふうに確信をしているわけですから、どうかひとつ、事業をまた進めていく上で御理解をいただいて、どんどん利用していただける団体あるいは企業、個人に出てきていただけることを期待をしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(村山修一君) ほかに質疑ありませんか。 坂本志郎君。

○6番(坂本志郎君) 歳出の一般管理費の中で積立金、羅臼町の貯金についてお伺いを いたします。

今回、1億5,000万円の積み立てをするということで、財政調整基金積立金に5,00万円、それから公共施設整備基金積立金に1億円ということなのですが、まず最初に1点、財調、先日の説明だと累計で8億1,500万円くらいになっているというふうにお伺いしました。それから、公共施設整備基金の積立金については、町営住宅を想定して4億6,800万円くらいに現在なっているということなのですが、これの目標額といいますか、やみくもに基金の積み立てをしているわけではないというふうに思いますので、目標額をどの程度に設定しているのかお答えください。

- 〇議長(村山修一君) 副町長。
- **〇副町長(鈴木日出男君)** これまでもたびたび質問もありました。

その中において、財政調整基金につきましては、常に10億円、これを持ち合わせながら財政調整をしたいということをお話をさせもらっておりますけれども、最低でも10億円の積み立てをしていきたいなということであります。しかしながら、まだそこまでは達成しないうちに取り崩しをしながら財政運営をしているということからいくと、大変厳しい状況にあるなというふうに思っております。

それと、公共施設の整備基金、昨日の常任委員会でもお話ししましたとおり、今、中学校の建設ということで、8億円をめどにという文教施設、積み立てしてきておりますけれども、これがようやく8億円を達するというようなことでございまして、これが終わり次

第、町営住宅の整備に取りかかっていかなければならないというふうに思っておりまして、総合計画にも位置づけをしていると。この町営住宅の総事業費、まだ具体的にあらわれてはおりませんけれども、相当額費用を要するというふうに思っておりまして、これの2分の1しか国の交付金がないということからいくと、2分の1一般財源を持ち合わせながらということになりますので、少なくとも10億円以上の基金を積んでいかなければ全ての老朽化した町営住宅の改修には至らないというふうに思っておりますので、これは、一気に10億円以上の基金というのは不可能でありますので、事業を進めながら基金を積んでいくというような状況にしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(村山修一君) 坂本君。

○6番(坂本志郎君) この積立金については、過去の議会でも何度か、特に財調につきましては、町における貯金ですから、これが不足するということは、何かあったときに大変なことになるということで、前回も約10億円ぐらい必要ではないかと私は申し上げて、今、副町長も10億円ぐらいをめどに、本当はもっと多いほうがいいと思うのですが、あと、町営住宅については2分の1の補助も承知していますが、一体どのくらいの規模のものになるのか。壊す費用、それから土地の整地の費用、新たに高層でエレベーターが必要だというようなことになりますと莫大な予算が必要になるということでいうと、これについても10億円以上という極めて大ざっぱなお答えでしたが、そういうことになるのだろうと思います。

ただ、この財調にしても、あるいは目的別の積立金にしても、必要であることは間違いないのですが、今回1億5,000万円ということですが、実は町民サービスでいえば、まだまだやらなければいけないことが山ほどあるのです、実態としては。だからそういうものを抑えても、やっぱり積み立てにはならないという事情もわかるのですが、その辺のバランスも考慮しながら、必要な基金の目標額に達するように努力をしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長(村山修一君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第4号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第9 報告第4号専決処分した事件の承認については、承認すること に決定しました。

◎日程第10 議案第29号 平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長(村山修一君) 日程第10 議案第29号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補 正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

〇副町長(鈴木日出男君) 議案の12ページをお願いいたします。

議案第29号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成28年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,049万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

13ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

- 18款1項繰越金、108万9,000円を追加し、109万円。
- 19款諸収入、38万5,000円を追加し、2,244万8,000円。
- 3項雑入、38万5,000円を追加し、2,204万6,000円。

歳入合計、147万4,000円を追加し、41億7,049万2,000円となるものでございます。

なお、雑入の38万5,000円につきましては、災害共済金の交付のものでございます。

- 14ページ、歳出でございます。
- 8款教育費、147万4,000円を追加し、6億1,683万円。
- 3項中学校費、77万2,000円を追加し、3億4,510万円。
- 6項保健体育費、70万2,000円を追加し、1億2,469万6,000円。

歳出合計、147万4,000円を追加し、41億7,049万2,000円となるものでございます。

歳出の中学校費の77万2,000円につきましては、4月15日の強風によりまして、春松中学校の屋体軒天、それから校舎2階の軒天部分に破損が生じたために修繕を行うものでございます。

また、保健体育費の70万2,000円につきましては、温水プールの温泉引き込みバルブの破損が発見されたこと、プール内の床暖房のポンプの故障が発見されたことにより

まして、取りかえ修理を行うための補正の財源として上程をさせていただいたものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第29号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第30号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例制定について

○議長(村山修一君) 日程第11 議案第30号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(太田洋二君) 議案の15ページをお願いします。

議案第30号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

16ページをお願いします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正の主旨でありますが、今回の改正は、国民健康保険施行令の一部を改正する政令が 公布されまして、平成28年4月1日に施行されたことから、国民健康保険の被保険者間 の保険税負担の公平の確保及び中・低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、国民健康 保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の詳しい内容につきましては、常任委員会におきまして別冊の参考資料で説明させていただいたところでありますが、国民健康保険税の賦課限度額の見直しと低所得者に係る軽減判定所得について、経済動向を踏まえ見直しを行うものであります。

改正文については記載のとおりでありまして、第2条第2項ただし書きの改正は賦課限 度額の改正でありまして、医療給付分であります基礎限度額を52万円から54万円に改 めるものです。

また、同条第3項ただし書きの改正は、後期高齢者支援金等賦課額の限度額を17万円から19万円に改めるものです。

次の第23条第1項の改正は、ただいまの第2条の改正と同様の内容でありますが、同項第2号の改正では、低所得世帯に係る軽減所得判定についての改正でありまして、5割軽減となる世帯の判定所得において、被保者数により加算される基準額を26万円から26万5,000円に改めるものであります。

同項第3号の改正は、同じく軽減世帯についての改正でありまして、2割軽減世帯の判定で被保者数により加算される基準額を47万円から48万円に改めるものであります。

附則といたしまして、第1条、施行期日。

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。 第2条、適用区分。

改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保 険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例に よるものであります。

今回の改正による影響額でありますが、現在のところ新年度の課税処理がされておりませんので正確な数字は出ていませんが、仮課税処理による試算段階では、限度額の改正で約600万円程度の増額、軽減世帯の試算は、システム上の関係で出ておりませんが、10万円から20万円程度と予想しております。

なお、この条例改正につきましては、5月18日開催の国保運営協議会に諮問し、原案 のとおり答申いただいておりますことを御報告いたします。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第30号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第30号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第31号 財産の取得について

○議長(村山修一君) 日程第12 議案第31号財産の取得についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。

公民館長。

○公民館長(石田順一君) 議案の17ページをお願いいたします。

議案第31号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1、取得物件につきましては、移動図書館バス1台でございます。
- 2、取得の目的、定期巡回により、図書館サービスを提供するため。
- 3、取得価格、1,436万4,000円。
- 4、取得の相手方、釧路市入江町2番23、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道 ふそう釧路支店支店長、山田真一。

なお、図書館バスの仕様等につきましては、参考資料4ページ、資料3を御参照願いた いと存じます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第31号財産の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第31号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(村山修一君) これで、本日の日程は全部終了しました。 会議を閉じます。 平成28年第1回羅臼町議会臨時会を閉会します。 ありがとうございました。

午前10時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

議員

議員